



チャップリン作品事件

弁護士鈴木良和

知財高裁平成19年(ネ)第10073号(H.20.2.28判決)、東京地裁平成18年(ワ)15552号(H.19.8.29判決)

昭和45年法律第48号による改正前著作権法の下でのチャップリン映画著作物の著作権存続期間が争点となった事案。

第1 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、別紙映画目録記載1ないし9の各映画(「サニーサイド」, 「偽牧師」, 「巴里の女性」, 「黄金狂時代」, 「街の火」, 「モダン・タイムス」, 「独裁者」, 「殺人狂時代」, 「ライムライト」, 以下、これらの各映画は、その題名(日本名)で示し、総称するときは「本件9作品」という。)の著作権者である被控訴人が、別紙商品目録(1)記載1ないし9の各DVD商品(以下「本件DVD商品」という。)を複製、販売している控訴人らの行為、及び、同目録(2)記載1ないし4の各DVD商品(以下「本件レンタルDVD商品」という。)を複製、頒布している控訴人有限会社アートステーションの行為が被控訴人の複製権及び頒布権を侵害していると主張して、本件DVD商品及び本件レンタルDVD商品の複製及び頒布の差止めと本件DVD商品及び本件レンタルDVD商品の在庫品等の廃棄、本件DVD商品の頒布等に係る損害賠償金9417万1000円及び遅延損害金の支払を求め、一方、控訴人らが、本件9作品の著作権の存続期間の満了、損害の不発生及び損害額の些少であることを主張している事案である。

2. 旧著作権法の規定

昭和45年法律第48号による改正前著作権法(以下「旧法」という。)の規定

[発行又は興行した著作物の著作権の存続期間]

第三条 発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作人ノ生存間及其ノ死後三十年間継続ス

②数人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作権ハ最終ニ死亡シタル者ノ死後三十年間継続ス

[著作人の死後発行又は興行したる著作物の著作権の存続期間]

第四条 著作人ノ死後発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス

〔無名又は変名著作物の著作権の存続期間〕

第五条 無名又ハ変名著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス但シ其ノ期間内ニ著作者其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキハ第三条ノ規定ニ従フ

〔官公衙学校社寺協会会社等の名義を以て発行したる著作物の著作権の存続期間〕

第六条 官公衙学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス

映画の著作物に関して、誰が著作者となるという点については、現行の著作権法第16条のような規定は存在しない。

3 争点

- (1) 本件9作品の著作権存続期間満了の有無
- (2) 原告の損害の有無及びその額

第2 東京地裁の結論

著作権侵害を認め、請求を認容。

第3 知財高裁の判断

控訴棄却。

1 控訴人らの主張

(1) 旧法6条の適用

- ・旧法下において、映画の著作者はだれであるかに関して、大きく分けて、映画は映画製作に創作的に関与した者の共同著作物であるとする考え方と、映画は映画製作者、すなわち、映画会社、プロダクション等の単独の著作物であるとする考え方に分かれていた。映画は映画製作者の単独の著作物であるとする考え方を採用すれば、ここにいう映画製作者とは、通常、映画会社又はプロダクション等のことを指すのであるから、映画著作権は団体的に発生するとともに、当該映画が団体の著作物であり、旧法6条の適用を受けると解することが可能であり、かつ、理論的、法技術的な障害もない。
- ・仮に、原判決のとおり映画が共同著作物であるという考え方を採用したとしても、流通性のある共同著作物であるから、その利用が円満に行われるためには、多数の著作者の権利主張によってその利用が阻害されないことが必須であり、旧法の適用又は法解釈としては、団体著作権に係る旧法6条によって、一律に公表から30年ないし33年間を保護期間とすべきである。
- ・加えて、本件においては、団体を著作権者とする表示があり、映画製作者が団体の映画製作者である場合であるから、団体著作物として保護期間を決定すべきである。

- ・原判決は、「発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間継続ス」とする旧法3条を原則規定とし、これに対して「官公衙学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス」と規定する旧法6条を例外規定として限定的に解釈しているが、このような解釈は、旧法及び昭和45年改正法の法解釈、旧法以来の映画著作権の考え方の背景等を見無視した独断的、特異な解釈であって、失当である。

2 被控訴人の主張

略

3 知財高裁の判断

(1) 本件9作品に関する事実認定

「サニーサイド」

証拠(甲6, 15, 33, 38, 乙3, 検甲2)によれば、「サニーサイド」は、1919年(大正8年)6月に公開されたチャップリン独特の社会風刺の喜劇映画であり、チャップリンは、つけ髭、山高帽等の特異なスタイルで自ら主演を演じたものであること、同作品は、同月4日、米国著作権局において、著作者を「チャールズ・チャップリン」、原著作権請求者を「ファースト・ナショナル・エキシビターズ・サーキット」として登録されたこと、映像の冒頭には、映画の題名として「'SUNNYSIDE' Written and Produced by CHARLES CHAPLIN」との表示があつて、チャップリンの原作でチャップリンが制作したことが示されていること、上記作品は、その発案から完成に至るまでの制作活動のほとんどすべてをチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリン自身の演技、演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れていることが認められる。

(以下残り8作品についてもほぼ同様。)

(2) 旧法3条ないし6条の適用

保護期間に関する旧法3条ないし6条をみると、旧法3条1項は「発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間継続ス」と、旧法4条は「作者ノ死後発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス」と、旧法5条本文は「無名又ハ変名著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス」、同条ただし書は「其ノ期間内ニ著作者其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキハ第三条ノ規定ニ従フ」と、旧法6条は「官公衙学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ノ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス」と規定している。ここに「発行又ハ興行」とは、著作物の公表を意味するものと解される。

旧法3条の上記規定によれば、著作者の生死により保護期間を定めているから、旧法3条にいう「著作者」は、自然人を意味することが明らかである。また、旧法5条ただし書が「著作者其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキ」は旧法3条の規定に従うとしていることからすると、旧法3条は、自然人である著作者が実名で公表される場合の保護期間を規定したものと解される。

一方、旧法6条は、上記のとおり、「官公衙学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物」と規定しているが、旧法3条が実名義の著作者の公表であること、旧法5条が「無名又ハ変名著作物」、すなわち、無名又は変名で著作者が何者かを識別できない形態での著作物の公表であることに照らせば、旧法6条は、団体の著作名義での著作物の公表の場合の保護期間を規定したものと解するのが相当である。

(3) 本件9作品の著作者について

ところで、一般に、映画の著作物の場合、その製作において、脚本、制作、監督、演出、俳優、撮影、美術、音楽、録音、編集の担当者など多数の者が関与して創り出される総合著作物であり、その中に、関与した多数の者の個別的な著作物をも包含するものであるが、映画として一つのまとまった作品を創り出しているのであるから、旧法においても、映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が映画著作物の著作者であるというべきであり、この者が旧法3条の「著作者」に当たるものと解すべきである。

これを本件9作品についてみると、前記(1)認定のとおり、いずれも、チャップリンが原作、脚本、制作ないし監督、演出、主役（「巴里の女性」を除く。）等を1人数役で行っており、上記作品は、その発案（「殺人狂時代」を除く。）から完成に至るまでの制作活動のほとんど又は大半をチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリン自身の演技（「巴里の女性」を除く。）、演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れているものであるから、映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者はチャップリンであり、チャップリンが旧法3条の「著作者」に当たるものというべきである。

(4) 旧法3条の実名による著作者の公表について

「独裁者」、「殺人狂時代」及び「ライムライト」は、米国著作権局の登録において、それぞれ「チャールズ・チャップリン・フィルム・コーポレーション」、「ザ・チャップリン・スタジオ・インク」、「セレブレイトッド・フィルムズ・コーポレーション」が著作者とされており、法人名義の著作者登録となっているので、旧法6条の適用があるか否かが一応問題となる。

しかし、上記のとおり、保護期間に関する旧法3条ないし6条において、旧法3条は、自然人である著作者が実名で公表される場合の規定であり、旧法5条が無名又は変名で

著作者が何者かを識別できない形態での著作物の公表される場合の規定であることに照らせば、これらと併置された旧法6条の団体の著作名義での著作物の公表は、自然人の実名義での公表、無名又は変名での著作物の公表に当たらない場合をいうものと解するのが相当である。そうすると、「独裁者」、「殺人狂時代」及び「ライムライト」は、公表された画像において、チャップリンが上記各映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者であることが示されている以上、旧法3条の実名による著作者の公表があるものと認めるのが相当である。

(5) 控訴人の主張について

- ・旧法下において、映画の著作者はだれであるかに関して、映画は映画製作に創作的に関与した者の共同著作物であるとする考え方と、映画は原始的に映画製作者の単独の著作物であるとする考え方に分かれていたことは、控訴人らの指摘するとおりであるといえる。しかし、前記(イ)のとおり、3旧法において、「団体」の著作物に関する規定を置いていない以上、原則に戻って、自然人が映画著作物の著作者となるものと解すべきである。また、昭和45年改正法29条1項は、「映画の著作物（第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。」と規定しているが、同法附則5条1項は、「この法律の施行前に創作された新法第二十九条に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。」としているところである。

したがって、旧法の解釈として、映画が映画会社、プロダクション等の映画製作者の単独の著作物であるとする考え方を採用することはできないから、控訴人らの上記主張は、採用の限りでない。

- ・控訴人らは、映画がその製作に創作的に関与した者の共同著作物であるという考え方を採用したとしても、流通性のある共同著作物であるから、その利用が円満に行われるためには、多数の著作者の権利主張によってその利用が阻害されないことが必須であり、旧法の適用又は法解釈としては、団体著作権に係る旧法6条によって、一律に公表から30年ないし33年間を存続期間とすべきである旨主張する。しかし、前記(イ)のとおり、旧法36条は、団体著作を認めた規定といえない上、共同著作物である映画の利用が円満に行われる必要があるという政策的な問題があるからといって、このような政策論から、直ちに、旧法6条の適用に結び付けるのは、論理の飛躍であり、失当である。
- ・控訴人らは、本件においては、著作権者として団体を示している表示があり、映画著作者が団体の映画製作者である場合であるから、団体著作権として存続期間を決定すべきである旨主張する。前記(1)によると、「独裁者」、「殺人狂時代」、「ライムライト」は、米国著作権局において、原著作権請求者を、それぞれ、「チャールズ・チャップリン・フィルム・コーポレーション」、「ザ・チャップリン・スタジオ・インク」、「セ

レブレイテッド・フィルムズ・コーポレーション」として登録されており、また、証拠（乙3，検甲7～9）によれば、上記各作品の映像においても、それぞれ同様の名義の著作権表示があるが、前記(5)イのとおり、法人の著作者名義で公表されたといえないから、控訴人らの上記主張は、採用することができない。

第4 類似事例

東京地裁平成20年1月28日判決 黒澤作品に関する判決
上記知財高裁と同様の論理により請求認容

第5 53年映画事件に関する最高裁判決

平成19年12月18日最高裁判所第三小法廷判決

以上